

いじめ防止委員会設置要項

1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「三原高等学校全日制課程いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止，早期発見・早期対応及び再発防止を図り，生徒が安心して学べる学校づくりを推進するためいじめ防止委員会を設置する。

2 構成員

委員長を校長とし，副委員長を教頭及び総括事務長とする。

分掌部長，学年部長及び養護教諭を委員とする。

委員長は，必要に応じて本校の教職員及び心理，福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

3 組織図

本委員会を常設の委員会として本校全日制課程組織図に位置づける。

4 会議

校長は，このいじめ防止委員会を主宰し，会議を招集する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る生徒指導部のいじめ防止年間計画の検討及び実施について統括する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を生徒指導部及び関係学年部等に収集及び記録させ，その情報の共有を統括する。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には，教職員の持つ情報を迅速に共有するとともに，関係生徒への事実関係の聴取を生徒指導部及び関係学年部等に指示する。確認された事実にもとづいて，指導や支援の体制・対応方針等を策定し，担任等による保護者をはじめとした関係者との連携等の対応を統括する。
- (5) 重大な事態が発生した場合，中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (6) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は，教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (7) その他，いじめの防止対策にかかる組織的な取組を行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか，いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。